

オープンカウンター方式に伴う見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
会津森林管理署長 田村 耕司

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件 名：第 3 号物件 造林用品

※詳細については別紙契約条件書及び仕様書のとおり

- 2 納入期限：仕様書のとおり

- 3 納入場所：仕様書のとおり

- 4 見積書等の締切日・提出場所

- ① 締切日：令和 7 年 11 月 6 日（木）10 時 00 分まで

- ②開札日：締切り後、直ちに開札

- ③提出場所：〒965-8550 福島県会津若松市追手町 5-22 会津森林管理署総務グループ

※電子調達システムによる提出をお願いします。

※電子調達システムで提出することができない場合は、持参若しくは郵便による提出を認めます。（提出方法は、「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」2 による。）

- 5 提出書類

- ①見積書

※電子調達システムで見積書を添付して下さい。電子調達システムの見積額は税抜金額を入力して下さい。

※紙で見積書を提出する場合の見積額は税抜金額と税込金額が分かるように記載し、必ず公告日から締切日までの日付を記載してください。

- ②令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）（「物品の販売」又は「役務の提供等」）の写し。

- 6 契約の締結日 見積採用の日

- 7 必要な資格等

別添「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」の 1. (1)～(4)を参照してください。

- 8 その他

- ①見積書の提出にあたっては「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。

また、見積書を提出した場合は別紙「契約条件書」を承諾したものとみなします。

- ② 仕様書の例示品と同様の品質・規格を満たす物品を納入する場合は、令和 7 年 10 月 30 日（木）15 時 00 分までに別添「提案書」をメールにて提出し、担当者の上承を得てください。（メールアドレス：ks_aizu_postmaster@maff.go.jp）

（担当：総務グループ 経理）

（電話：0242-27-3270）

仕 様 書

第3号物件:造林用品

番号	物品名	例示品		規格・品質等	種別	数量	単位
		メーカー名	品名・品番				
1	鉈	(有)西山商会	No.3230 裏スキ鉈	刃巾5.1cm 刃長21cm	3	1	丁
2	鶴付唐鍬	(有)西山商会	No.1847 鶴付唐鍬	鶴付唐鍬(引抜ヒツ)0.7kg 全長30cm 刃巾7cm	3	1	丁
	合 計					2	

- ※種別 1 規格・品質欄の規格品
2 規格・品質欄の指定内容を満たす物品
3 規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品

2 納入

納入場所は会津森林管理署(〒965-8550 福島県会津若松市追手町5-22)、納入数量は上記のとおりであり、納入期限は令和7年12月12日(金)とする。

3 責任の所在

物品の納品については、製造者の如何にも関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

4 その他

- (1)種別が3となっている物品のうち、例示品と同等の品質・規格を満たす物品を納入する場合は、見積書提出前に別添した「提案書」を提出し、担当者の承認を得ること。
(2)受注者においては物品引き渡し後、向こう1年間にわたり迅速かつ誠実に受注者の負担で製品の保守を行うこと。
(3)詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、必要に応じて担当職員と打ち合わせること。

契 約 条 件 書 (売 買)

- 1 この契約条項において分任支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は納入の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年 3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後 1 年以内に契約物品にかくれた瑕疵があつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

提 案 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
会津森林管理署長 田村 耕司 殿

会社名
代表者名

令和 年 月 日付け見積もり合わせに係る納入物品（第 号物件）について、別紙のとおり提案します。

なお、記載事項に関する照会については、下記担当までご連絡願います。

担当者氏名：
連 絡 先：
FAX 番 号：

.....
会津森林管理署担当者記入欄

上記について承認・否認します。

会津森林管理署 担当者	
----------------	--

別紙

提案書内訳

会社名

型式及び数量	
要求仕様に対する対応	

（注）パンフレット等により、提案する物品が明らかな場合はパンフレット等の添付をもって替えることができる。